

青森県ふぐ取扱指導要綱

昭和54年 6月29日
平成15年 3月20日一部改正
平成15年 4月14日一部改正
平成18年 6月 2日一部改正
平成19年 3月28日一部改正
平成22年 10月8日一部改正
平成24年 5月24日一部改正
平成26年12月12日一部改正
令和 元年12月24日一部改正
令和 3年 3月22日一部改正
令和 4年 4月12日一部改正

(目的)

第1 この要綱は、本県におけるふぐ取扱いを適正に行うことにより、ふぐによる食中毒の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 処理 人の健康を損なわないように、ふぐの卵巣、肝臓等の有毒部位を除去し、無毒化することをいう。
- (2) ふぐ処理者 第4の規定により知事の認定を受け、ふぐを食用の目的で処理を行う者をいう。
- (3) ふぐ処理営業 業としてふぐの処理を行うことをいう。
- (4) ふぐ処理営業者 第6の規定により営業所所在地を所管する地域県民局長から、ふぐ処理営業届出済証が交付された者をいう。
- (5) ふぐ処理施設 飲食店営業、魚介類販売業（臨時の営業を除く。）、水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業を行う営業に係る施設で、第6の規定により地域県民局長から、ふぐ処理営業届出済証が交付された施設をいう。

(試験)

第3 知事は、ふぐの処理を行おうとする者に、ふぐの処理に必要な知識及び技術等の確認のため、試験を実施する。

- 2 知事は、前項の試験に代わるものとして、知事以外の者が行う試験を指定することができる。
- 3 第1項の試験の実施及び前項の試験の指定に関して必要な事項は、別に定める。

(ふぐ処理者の認定)

第4 知事は、次のいずれかに該当する者をふぐ処理者として認定する。

- (1) 第3に規定する試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者
- (2) 他の都道府県知事等が実施する「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年

10月31日付け生食発1031第6号)別添に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合する認定要件に基づいた試験又はこれと同程度のものとして知事が認める試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者

- 2 知事は、前項の者からふぐ処理者認定証交付申請書(第1号様式)の提出があったときは、内容を審査し、ふぐ処理者認定証交付台帳(第2号様式)に記載するとともに、ふぐ処理者認定証(第3号様式)を交付する。
- 3 ふぐ処理者は、前項の認定証を亡失し、又はき損したときはふぐ処理者認定証亡失・き損届(第4号様式)により、記載事項に変更が生じたときはふぐ処理者認定証変更届(第5号様式)により、速やかに知事に届け出ること。
- 4 知事は、前項の規定による届出者に認定証を再交付する。
- 5 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、親族又はその他の同居者は、速やかに認定証を知事に返還すること。

(認定の取消し及び停止)

第5 知事は、ふぐ処理者が次のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消し、又は期間その他の条件を定めて当該認定を停止することができる。また、他の都道府県知事等が実施する認定基準に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、認定証の交付を受けた者の認定の取消し又は停止をする場合は、最初に認定した他の都道府県知事等にその旨を情報提供する。

- (1) 不正な手段で認定を受けたとき。
- (2) 「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け厚生省環境衛生局長通知。以下「局長通知」という。)中の2に掲げる事項を怠ったとき。
- (3) ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。

(ふぐ処理営業の届出等)

第6 ふぐ処理営業を行おうとする者は、ふぐ処理営業届(第6号様式)に、ふぐ処理者を証する書類を添付し、地域県民局長に届け出ること。

- 2 地域県民局長は、前項による届出があったときは、施設を確認の上、ふぐ処理施設台帳(第7号様式)に記載するとともに、ふぐ処理営業届出済証(第8号様式。以下「届出済証」という。)を交付する。第5項の規定による届出があったときも同様とする。
- 3 ふぐ処理営業者は、交付された届出済証を、ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しておくこと。
- 4 ふぐ処理営業者は、届出済証を亡失し、又はき損したときは、ふぐ処理営業届出済証再交付願(第9号様式)により、地域県民局長に届出済証の再交付を求めること。
- 5 ふぐ処理営業者は、第1項の規定により届け出た事項のうち次の各号のいずれかに変更を生じたときは、ふぐ処理営業変更届(第10号様式)に届出済証を添えて速やかに地域県民局長に届け出ること。
 - (1) 営業者名、住所(法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 営業所の名称
 - (3) ふぐ処理者氏名
- 6 ふぐ処理営業者は、ふぐ処理営業を廃止した場合は、速やかにふぐ処理営業廃止届

(第11号様式)に届出済証を添えて、地域県民局長に届け出ること。

- 7 ふぐ処理業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、親族、又はその他の同居者は、速やかに届出済証を地域県民局長に返還すること。

(ふぐ処理業者等の責務)

第7 ふぐ処理は、ふぐ処理施設で行うこと。

- 2 ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設ごとに、1人以上のふぐ処理者を置くこと。
- 3 ふぐ処理業者は、ふぐ処理をふぐ処理者以外の者に行わせないこと。ただし、ふぐ処理者の立ち会いのもとに、その指示を受けてふぐ処理に従事する者についてはこの限りではない。
- 4 ふぐ処理業者は、取り扱うふぐの種類、仕入れ先、取扱量及び販売先等についてふぐ取扱記録表(第12号様式)又はこれに準じた様式により記録・保管すること。
- 5 ふぐ処理業者は、局長通知に掲げるふぐ処理に当たっての遵守事項を監督すること。
- 6 ふぐ処理者は、常にふぐの取扱いに関する衛生知識及び技術の向上に努めること。

(処理)

第8 処理に当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 処理により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位は、局長通知の別表1によること。
- (2) 原料ふぐの選別を厳重に行い、特にドクサバフグ等魚体すべてが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを確実に排除すること。
- (3) 卵巣、肝臓等の有毒部位の除去は、的確に行うこと。
- (4) 除去した卵巣、肝臓等の有毒部位は、焼却等により確実に処分すること。
- (5) 処理に用いた包丁、まな板等の器具は、処理作業中であっても、必要に応じ、飲用に適する水で十分洗浄すること。
- (6) 凍結したふぐを使用する場合は、凍結及び解凍に伴うふぐ毒の有毒部位から筋肉部への移行残留を防止するため、次の事項を遵守すること。
 - ア 凍結は氷結晶最大生成圏を速やかに通過させる急速凍結によることとし、グレーズは十分かけるとともに、できる限り、内臓を除去した状態で凍結すること。
 - イ 凍結保管は、マイナス18℃以下の低温下で行い、保管中は温度の変動を少なくすること。
 - ウ 解凍は流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちに処理に供すること。
 - エ 再凍結は行わないこと。

(販売)

第9 ふぐは、処理されたものでなければ、販売しないこと。ただし、未処理のふぐをふぐ処理業者又は都道府県知事等によって認められた者に販売する場合は、この限りではない。

- 2 内臓を除去し、皮をはいだいわゆるみがきふぐは、卵巣、肝臓等の有毒部位を完全に除去したものでなければ、販売しないこと。

(表示)

第10 ふぐ又はふぐの加工品には、食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従い必要な事項を表示すること。

なお、原料ふぐの種類を表示は、食品表示基準による標準和名を用い標準和名である旨を表示することに、特に注意すること。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月14日から施行する。

(経過措置)

この要綱施行の際、ふぐ取扱指導要綱（昭和54年6月29日青環第538号。以下「旧要綱」という。）によってした手続きその他の行為は、平成16年3月31日まではこの要綱の規定によってした手続きその他の行為とみなす。

なお、この間は旧要綱によりフグ取扱営業を行う者として届出済みの者がフグ取扱者未設置であっても、その営業を妨げないこととする。

附則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年12月12日から施行する。
- 2 改正前のこの要綱の規定に基づくフグ取扱者は、改正後のこの要綱の規定に基づくフグ取扱者とみなす。
- 3 改正前のこの要綱の規定に基づくフグ取扱者であって処理に従事している者は、改正後のこの要綱の規定に基づく実技の講習会を修了しなくても、引き続き処理に従事できるものとする。

附則

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の青森県ふぐ取扱指導要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づくフグ取扱者（平成26年12月12日以降に講習会を修了した者にあつては、改正前の要綱第3に規定する実技の講習会を修了した者に限る。）については、改正後の青森県ふぐ取扱指導要綱の規定に基づくふぐ処理者とみなす。

附則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 〒 (-)

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

ふぐ処理者認定証交付申請書

青森県ふぐ取扱指導要綱第4第2項の規定により、ふぐ処理者認定証を交付願います。

認定証送付先住所 (住所と異なる場合)	〒 (-)
未成年者にあつては、 その法定代理人の氏名 及び住所	法定代理人氏名 法定代理人住所
合格証等発行年月日	青森県 その他 () 合格証等番号 第 号 合格証等発行年月日 年 月 日
備 考 (勤務先、許可業種等)	

注 次の書類を添付すること。

- (1) ふぐ処理者認定試験合格証又は他の都道府県知事等が行った試験に合格した者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類又は免許証(認定証)
- (2) 発行から6箇月以内の戸籍抄(謄)本又は住民票の写し

(第2号様式)

ふぐ処理者認定証交付台帳

氏名	生年月日	住所	電話番号	交付年月日	認定証番号

(第3号様式)
第 号

ふぐ処理者認定証

青森県ふぐ取扱指導要綱第4第1項の規定によるふぐ処理者であることを証する。

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

青森県知事 印

(第4号様式)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

ふぐ処理者認定証亡失・き損届

ふぐ処理者認定証を亡失・き損しましたので、青森県ふぐ取扱指導要綱第4第3項の規定により届け出ます。

認定証交付年月日	年 月 日
認定証番号	第 号
(備考)	

注 き損の場合には、き損したふぐ処理者認定証を添付すること。

(第5号様式)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

ふぐ処理者認定証変更届

ふぐ処理者認定証の内容に変更が生じたので青森県ふぐ取扱指導要綱第4第3項の規定により届け出ます。

認定証交付年月日	年 月 日
認定証番号	第 号
変更年月日	年 月 日
変更内容等	変更前
	変更後
	変更理由
(備考)	

注 ふぐ処理者認定証及び変更を証する書類（戸籍抄（謄）本又は住民票の写し）を添付すること。

(第6号様式)

年 月 日

地域県民局長 殿

住 所

氏 名

電話番号

ふぐ処理営業届

ふぐ処理営業を行いたいので、青森県ふぐ取扱指導要綱第6第1項の規定により届け出ます。

営業所の名称	
営業所所在地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可等	飲食店営業 魚介類販売業 水産製品製造業 複合型そうざい製品製造業 複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名 及び認定番号等	
	年 月 日交付 第 号
有毒部位の廃棄方法	焼却 廃棄物取扱業者へ委託 その他 ()
(備考)	

注 ふぐ処理者認定証（既存ふぐ処理者にあつては、青森県又は他の都道府県が実施した講習会の受講証等）の写しを添付すること。

(第7号様式)

ふぐ処理施設台帳

営業者名		
営業者住所		
営業所の名称		
営業所所在地		
営業所電話番号		
届出済証 交付年月日		
届出済証番号		
食品衛生法第55条第1項 の規定による営業の許可等		
ふぐ処理者氏名	生年月日	認定証番号等 (既存ふぐ処理者については、講習会受 講証番号)
有毒部位の廃棄方法		
(備考)		

(第8号様式)
第 号

ふぐ処理営業届出済証

青森県ふぐ取扱指導要綱第6第2項の規定により、ふぐ処理営業について届出済みであることを証する。

営 業 者 名

営 業 所 の 名 称

営 業 所 所 在 地

営 業 の 許 可 等

ふぐ処理者の氏名及び番号

年 月 日

地 域 県 民 局 長

(第9号様式)

年 月 日

地 域 県 民 局 長 殿

住 所

氏 名

電話番号

ふぐ処理営業届出済証再交付願

ふぐ処理営業届出済証を亡失・き損しましたので、再交付をお願いします。

営業所の名称	
営業所所在地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項の 規定による営業の許可等	飲食店営業 魚介類販売業 水産製品製造業 複合型そうざい製造業 複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名 及び認定番号等	
	年 月 日交付 第 号
有毒部位の廃棄方法	焼却 廃棄物取扱業者へ委託 その他 ()
(備考)	

注 き損の場合にあつては、き損したふぐ処理営業届出済証を添付すること。

(第10号様式)

年 月 日

地 域 県 民 局 長 殿

住 所

氏 名

電話番号

ふぐ処理営業変更届

ふぐ処理営業の届出内容に変更が生じたので、青森県ふぐ取扱指導要綱第6第5項の規定により届け出ます。

ふりがな 営業所所在地		
交付年月日		年 月 日
届出済証番号		第 号
変更年月日		年 月 日
変更事項		営業者名 営業所の名称 営業所所在地 営業の許可等 ふぐ処理者
変更内容等	変更前	
	変更後	
	変更理由	
(備考)		

注1 ふぐ処理営業届出済証を添付すること。

2 ふぐ処理者の変更の場合には、ふぐ処理者を証する書類を添付すること。

(第11号様式)

年 月 日

地 域 県 民 局 長 殿

住 所

氏 名

電話番号

ふぐ処理営業廃止届

ふぐ処理営業を廃止することとしましたので、青森県ふぐ取扱指導要綱第6第7項の規定により届け出ます。

営業所の名称	
営業所所在地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可等	飲食店営業 魚介類販売業 水産製品製造業 複合型そうざい製造業 複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名 及び認定番号等	
	年 月 日 第 号
(備考)	

注 ふぐ処理営業届出済証を添付すること。

